

# 「京都府環境影響評価条例」の一部改正案の骨子

## 1 条例改正の背景

環境影響評価は、大規模な土地の形状の変更、工作物の新設等を行うに当たり、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、住民等の意見を聴き、適切な環境保全対策を講じることを通じ、より環境への影響に配慮した事業とする環境保全上極めて重要な手続です。

京都府では、平成11年6月、環境影響評価法（以下「法」という。）の施行とともに京都府環境影響評価条例（以下「条例」という。）を全面施行し、従来の要綱に基づく行政指導としての制度に代わり、法と条例が一体となった環境影響評価制度を運用しています。

平成23年4月の法の一部改正により、新たに事業計画の決定前に行う「計画段階環境配慮書手続」（以下「配慮書手続」という。）が導入されたことを踏まえ、条例に同様の手続を導入しようとするものです。

※ 法改正事項のうち、方法書説明会の開催、図書のインターネット公表等の住民等の理解向上のための手続については、平成23年12月に条例を改正し、法と同時施行しております。

## 2 条例改正の考え方

◆ 従来の法及び条例による環境影響評価は、事業計画の枠組みが決定した後、その諸元に基づき、詳細な調査、予測及び評価を行い、明らかになった環境影響に対し、環境保全措置を検討するもの（以下「事業アセス」という。）です。

事業アセスは、事業計画がほぼ固まっているため、精度の高い予測ができませんが、明らかとなった環境影響に対し、柔軟に対応することは難しい場合があります。

◆ 法に導入された配慮書手続は、いわゆる戦略的環境アセスメントの概念に含まれるもので、事業を実施しようとする者が、事業計画の位置、規模等の検討段階において、原則として複数案を環境面から比較・検討し、その結果について第三者の意見を聴き、計画の決定に反映させる手続です。

◆ 計画の決定前に環境影響評価を行うことは、事業による環境影響に対する、より柔軟な環境保全措置を可能とするものであり、条例においても、法と同等の手続を導入するものです。

### 3 具体的な改正内容

#### (1) 配慮書手続の対象事業

- 条例第一種事業を実施しようとする者及び法第二種事業を実施しようとする者（法による配慮書手続を実施する者を除く。）は、条例による配慮書手続を実施しなければならないものとします。
- 条例第二種事業を実施しようとする者は、条例による配慮書手続を実施することができるものとし、その場合においては、知事にその旨を届け出るものとします。

（事業の一覧表は別表のとおり）

- ◆ 条例第一種事業は、条例による事業アセスを必ず実施しなければならない事業です。第一種事業を実施しようとする者は、当該事業の計画の立案の段階で、配慮書手続を行わなければならないものとします。
- ◆ 法第二種事業は、規模としては条例第一種事業と同等の事業で、法による事業アセスの実施の必要の有無を許認可権者等が判定する事業です。法による配慮書手続については、事業者が実施をするかしないかを自ら選択できることとされました。法第二種事業を実施しようとする者が、法による配慮書手続を実施しない場合には、条例による配慮書手続を義務付けることとします。（法か条例のいずれかの配慮書手続を実施する必要があることとなります。）
- ◆ 条例第二種事業は、条例第一種事業に準じる規模の事業で、現行条例による事業アセスを実施する必要の有無を知事が判定する事業です。配慮書手続については、事業者自らが実施するかしないかを決定し、実施する場合には知事に届出を行うこととします。

#### (2) 配慮書手続の概要

##### ア 計画段階配慮事項の検討

対象事業を実施しようとする者は、当該事業の計画の立案の段階において、事業の位置、規模又は施設の配置、構造等を決定するに当たり、事業による環境影響を受けると想定される地域における当該事業に係る環境の保全及び創造のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならないものとします。

- ◆ 事業を実施しようとする者は、原則として事業の位置・規模等に係る複数案を、環境面から比較、検討しなければならないものとします。
- ◆ 事業の特性により複数案を設定できない場合については、その理由を付して、単一案を設定し、環境影響の回避・低減等の評価を実施させることを、規則、技術指針等で規定することとします。

## イ 配慮書の作成

対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果等を記載した配慮書及びその要約書を作成し、知事及び関係する市町村長に提出しなければならないものとします。

## ウ 配慮書の公告及び縦覧等

- 知事は、配慮書等の提出を受けたときは、速やかに、配慮書の提出を受けた旨等を公告し、配慮書等の写しを公告の日から1月間縦覧に供するものとします。
- 対象事業を実施しようとする者は、上記縦覧期間中、インターネットその他の方法により配慮書等を公表するものとします。

◆ 法との相違：法では、事業者が公表等の主体とされています。

## エ 住民等の意見書の提出

- 配慮書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、当該意見の内容を記載した意見書を知事に提出することができるものとします。
- 知事は、意見提出期限後速やかに、当該意見書を対象事業を実施しようとする者及び関係する市町村長に送付するものとします。

◆ 法との相違：法では、住民意見の聴取は、事業者の努力義務とされています。  
なお、聴取しない場合は、配慮書にその理由を記載しなければならないこととされています。（主務省令）

## オ 知事意見書の作成の提出

- 知事は、配慮書の内容について、京都府環境影響評価専門委員会の意見を聴いた上で、環境の保全及び創造の見地からの意見書を作成し、これを事業者に送付するとともに関係する市町村長にその写しを送付するものとします。
- 知事意見の作成に当たっては、関係する市町村長の意見を聴き、これを考慮するとともに、前号の意見書の内容に配慮するものとします。

◆ 条例による事業アセスにおける知事意見作成手順を踏襲するものです。

#### カ 配慮書手続中の手続の変更等

対象事業を実施しようとする者は、配慮書の公告から方法書の公告までの間において、第一種事業を実施しないこととした場合等においては、その旨を知事及び関係する市町村長に届け出るものとし、知事は、その内容を速やかに公告するものとしします。

◆ 手続の過程において、事業を実施しないこととした場合や、事業の想定規模が縮小されるなどして対象事業でなくなった場合には、事業者はその旨を届出させ、知事はその内容を公告することにより、条例手続が終了したことをお知らせすることとするものです。

#### キ 事業計画の決定及び事業アセスへの反映

事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえ、知事の意見を考慮するとともに、住民等の意見に配慮して、事業が実施される区域等を決定し、方法書に配慮書手続における検討事項その他の事項を記載するものとしします。

#### ク 都市計画に位置付けられる事業等の特例

対象事業が都市計画事業である場合には、当該配慮書手続は、都市計画決定権者が知事である場合は、知事が行うものとし、都市計画決定権者がその他の者である場合は、当該都市計画決定権者が行うことができるものとする。

◆ 条例による事業アセスにおける枠組みを、配慮書手続においても踏襲するものです。

別表  
法及び条例対象事業一覧表

今回の改正骨子案(条例配慮書手続)の対象事業

事業の種類・内容	法第一種事業	法第二種事業	条例第一種事業		条例第二種事業
		事業者の任意			
配慮書手続(法)	必須	事業者の任意			
(条例改正案)		法手続をしない場合必須※	必須		事業者の任意
事業アセス(法)	必須	許認可権者等が判定			
(条例)		法手続不要な場合必須※	必須		知事が判定
<b>1 道路</b>					
高速自動車国道 首都高速道路等	全て 4車線以上のもの				
(1) 一般国道等	4車線・10km以上	4車線・7.5km以上	同左		4車線・5km以上
(2) 林道	幅員 6.5m・20km以上	幅員 6.5m・15km以上	同左		幅員 6.5m・10km以上
(3) 特定地域林道			幅員 5m以上・10km以上		
(4) その他の道路			4車線・7.5km以上		4車線・5km以上
<b>2 ダム等</b>					
(1) ダム	貯水面積 100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
(2) 堰	湛水面積 100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
(3) 放水路	土地改変面積 100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
<b>3 鉄道</b>					
新幹線鉄道	全て				
(1) 普通鉄道	長さ 10km以上	7.5km以上	同左		5km以上
(2) 新設軌道	長さ 10km以上	7.5km以上	同左		5km以上
<b>4 飛行場</b>					
	滑走路長さ2,500m以上	1,875m以上	同左		1,400m以上
<b>5 発電所</b>					
(1) 水力発電所	出力 30,000kW以上	22,500kW以上	同左		16,500kW以上
(2) 火力発電所	出力 150,000kW以上	112,500kW以上	同左		84,000kW以上
地熱発電所	出力 10,000kW以上	7,500kW以上			
原子力発電所	全て				
風力発電所	出力 10,000kW以上	7,500kW以上	1,500kW以上		
<b>6 廃棄物処理施設</b>					
最終処分場	埋立処分場所面積 30ha以上	25ha以上	5ha以上		
廃棄物焼却施設			処理能力 4t/時間以上		
し尿処理施設			処理能力 100kl/日以上		
<b>7 水面の埋立て及び干拓</b>					
	50ha超	40ha以上	同左		30ha以上
<b>8 土地区画整理事業</b>					
	100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
<b>9 新住宅市街地開発事業</b>					
	100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
<b>10 工業団地の造成事業</b>					
	100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
<b>11 新都市基盤整備事業</b>					
	100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
<b>12 流通業務団地造成事業</b>					
	100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
<b>13 住宅団地の造成事業</b>					
	100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
<b>14 工場又は事業場の設置</b>					
			最大燃料使用量 15kl/h以上 平均排水量 1万㎡/日以上		10kl/h以上 7,500㎡/日以上
<b>15 農用地の造成</b>					
			75ha以上		50ha以上
<b>16 レクリエーション施設用地の造成</b>					
			75ha以上		50ha以上
<b>17 2以上の事業が併せて一の事業として行われるもの</b>					
			75ha以上		50ha以上

※ 地熱発電所を除く。

備考) 網掛け・太字 = 法第二種事業規模以下への裾下げ事業及び横出し事業

特定地域 = 自然公園法、森林法、京都府環境を守り育てる条例等により指定等されている地域

# 法と条例改正案骨子の手続フローの対比

